

葉山町下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、葉山町下水道用マンホール蓋のデザイン(以下「デザイン」という。)の使用に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、本町の下水道に対する町民等の理解を深め、本町のイメージの向上に寄与することを目的とする。

(デザイン)

第2条 デザインは、様式第1号に定めるものとする。

(デザインの使用)

第3条 デザインを使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項に規定する町長の承認を受けようとするときは、葉山町下水道用マンホール蓋のデザイン使用申請書(様式第2号)及び企画書等デザインの使用内容が分かる書類を町長に提出して申請しなければならない。

(申請に対する諾否)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請の日から30日以内に諾否を決定しなければならない。

2 町長は、使用者が次の各号に掲げる行為をし、又はするおそれがあると認めるときは、承認をしないものとする。

- (1) 本町の品位を傷つける行為
- (2) 意匠登録、商標登録等により独占的に使用する行為
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める行為

3 町長は、諾否を決定したときは、葉山町下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認書(様式第3号)又は葉山町下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

4 町長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第5条 使用者は、デザインを使用するにつき、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けたデザインを変更しないこと。
- (2) 承認を受けた用途以外に使用しないこと。
- (3) 前条第2項各号に該当する行為をしないこと。
- (4) 前条第3項の規定により町長が付した条件に違反しないこと。

(承認内容の変更)

第6条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の承認を受けようとするときは、葉山町下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書(第5号様式)を町長に提出して申請しなければならない。

3 第4条の規定は、前2項の場合について準用する。

(使用の報告)

第7条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成したときは、速やかに、葉山町下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書(第6号様式)及び製作物の完成品を1部町長に提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であるときは、その形状を了知することができる写真を提出することにより製作物の提出に代えることができる。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無償とする。

(違反等に対する取扱い)

第9条 町長は、使用者がこの要綱又は町長が承認の際に付した条件に違反したときは、デザインの使用を禁止することができる。

2 町長は、使用者がこの要綱又は承認の際に付した条件に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

3 町長は、デザインの使用を禁止し、又は承認を取り消したときは、使用者に対して製作物の回収を命じることができる。

4 前3項の規定によりデザインの使用を禁止され、承認を取り消され、又は制作物の回収を命じられた使用者は、町長に対し、異議を申し立て、又は生じた損害の賠償若しくは損失の補償を請求することができない。

(第三者に対する承認)

第10条 町長は、使用者が作成した製作物と同一又は類似の物品等について、使用者以外の者から葉山町下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書の提出があったときは、その承認をすることができる。この場合において、使用者は、町長に対して、その承認について異議を述べることができない。

(権利設定の禁止)

第11条 使用者は、デザインについて、意匠登録、商標登録をしてはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、デザインを使用する際の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 3月 1日から施行する。